

# 第2期福井市発達障がい児者支援計画



令和3年3月

福井市

表紙イラスト制作：福井市職員 宮川 和也

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
4	計画の推進体制	1
5	施策の体系	2

## 第2章 発達障がいの定義と特性

1	発達障がいの定義	3
2	発達障がいの特性	3

## 第3章 福井市における発達支援の状況

1	母子保健における支援	5
2	保育所等における支援	6
3	小・中学校における支援	8
4	地域における支援	9
5	福井市発達障がい児者支援庁内連絡会及び 福井市発達障がい児者専門支援者検討会	13
6	福井市の発達障がい支援の連携体制	14

## 第4章 具体的な取組

1	早期発見・早期療育体制の充実	15
2	特性に応じた保育の充実	18
3	学校教育における支援の推進	20
4	発達障がい者の就労の促進	22
5	発達障がい児者の支援体制の強化	24
6	発達障がいの理解促進	26
7	発達障がいに関する人材育成	28
8	発達障がい児者へのサービスの提供及び環境整備	29

## 第5章 成果指標 ······ 30

## 資料編

アンケート調査結果（抜粋）	31
---------------	----

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市では、「第3次福井市障がい者福祉基本計画」の重点施策「発達障がい児者支援の充実」を受けて、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を整備するため、「福井市発達障がい児者支援計画」(計画期間：平成28年度～令和2年度)を策定し支援に取り組んできたところです。

平成28年に施行された「発達障害者支援法の一部を改正する法律」では、発達障がい者へのより一層の支援の充実が求められているとともに、切れ目のない支援の重要性を改めて規定しています。

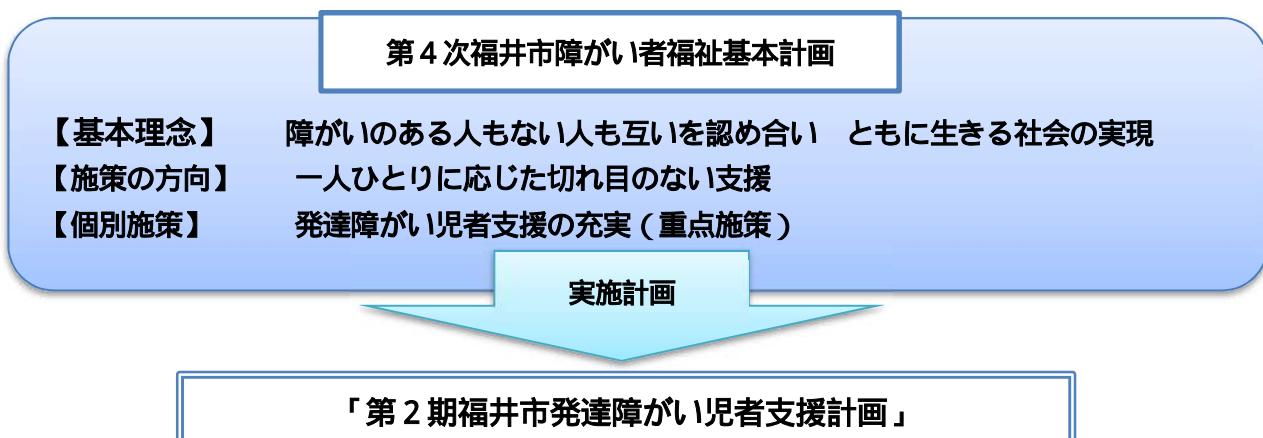
さらに、新設された基本理念では、発達障がい者の支援は、社会参加の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、社会的障壁の除去に資すること、意思決定の支援に配慮することを目指わなければならぬと規定されました。

本市としては、発達障がいを当事者と家族だけの問題とするのではなく、関係者や周囲の人たちがその特性を理解し、生涯を通じた一貫した支援を今後も継続して行い、個々の能力や特性にあった社会的自立へ導くことが重要と考えます。

本計画は、「第4次福井市障がい者福祉基本計画」の策定に合わせ、発達障がい児者及びその家族に対する支援体制の充実を図ることを目的として策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「第4次福井市障がい者福祉基本計画」の基本理念「障がいのある人もない人も互いを認め合い ともに生きる社会の実現」を目指し、基本計画で示された体系に基づき実施する具体的な事業計画として策定します。



## 3 計画期間

この計画の期間は、第4次福井市障がい者福祉基本計画に合わせ令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

第4次福井市障がい者福祉基本計画（令和3年度～令和8年度）

## 4 計画の推進体制

「福井市発達障がい児者支援庁内連絡会」において、各事業の進捗状況の調査、分析を行い、「福井市発達障がい児者専門支援者検討会」においては、これら事業に対する評価を行います。

なお、今計画から、計画の進捗管理をより明確化するため、新たに、成果指標を設けて発達障がい児者支援に関する施策の効果的な推進に努めます。

## 5 施策の体系

<基本理念>

「第4次福井市障がい者福祉基本計画」

<施策の方向>

<個別施策>

<具体的な取組>

**障がいのある人もない人も互いを認め合い ともに生きる社会の実現**

施策の方向 1  
一人ひとりに  
応じた切れ目  
ない支援

相談支援体制の充実

1. 早期発見・早期療育体制の充実

幼児健診  
幼児健診後の相談会  
発達相談会  
幼児健診後の教室、訪問等  
幼児健診事後事業連絡会の開催  
ことばの教室  
相談支援の充実【拡充】

障がい福祉サービスの  
充実

2. 特性に応じた保育の充実

特定教育・保育施設発達相談会  
保育カウンセラーの派遣【拡充】  
ふれあい保育推進事業・障がい児保育事業  
特別支援担当者の配置  
親子療育教室の充実  
就学前の連携

保健・医療サービスの  
充実

3. 学校教育における支援の推進

就学児相談会・既就学児童生徒相談会  
特別支援教育コーディネーターの配置  
いきいきサポートーの配置  
カウンセラーの配置  
関係機関との連携  
個別の教育支援計画等を活用  
教育機関への相談支援機関及び障がい福祉サー  
ビスの周知

発達障がい児者支援  
の充実

4. 発達障がい者の就労の促進

就労や雇用に対する理解促進  
就労の促進【拡充】【新規】  
企業への支援  
関係機関との連携

施策の方向 2  
毎日の暮らしを  
充実させるため  
の支援

雇用・就労の促進

5. 発達障がい児者の支援体制の強化

「子育てファイルふくいっ子」の活用【拡充】  
発達障がい児者支援庁内連絡会等の開催  
児童発達支援センターとの連携強化  
個別調整会議の開催  
放課後等における児童の育成支援  
県との連携会議の開催【新規】

日中活動の充実

6. 発達障がいの理解促進

市民への理解促進【拡充】  
保護者への理解促進  
教職員への理解促進

社会参加の促進

7. 発達障がいに関する人材育成

障がい福祉サービス事業者等の人材育成  
保育現場での人材育成  
教育現場での人材育成

施策の方向 3  
安心して生活  
できるまちづ  
くり

障がいに対する理解  
の促進

8. 発達障がい児者へのサービスの提供  
及び環境整備

障がい福祉サービスの提供  
障がい福祉サービスの基盤整備  
フリースペースの運営  
読書環境の整備【新規】

バリアフリーの推進

災害時の支援体制づ  
くり

権利擁護の推進

## 第2章 発達障がいの定義と特性

### 1 発達障がいの定義

「発達障害者支援法」において、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。( )

### 2 発達障がいの特性

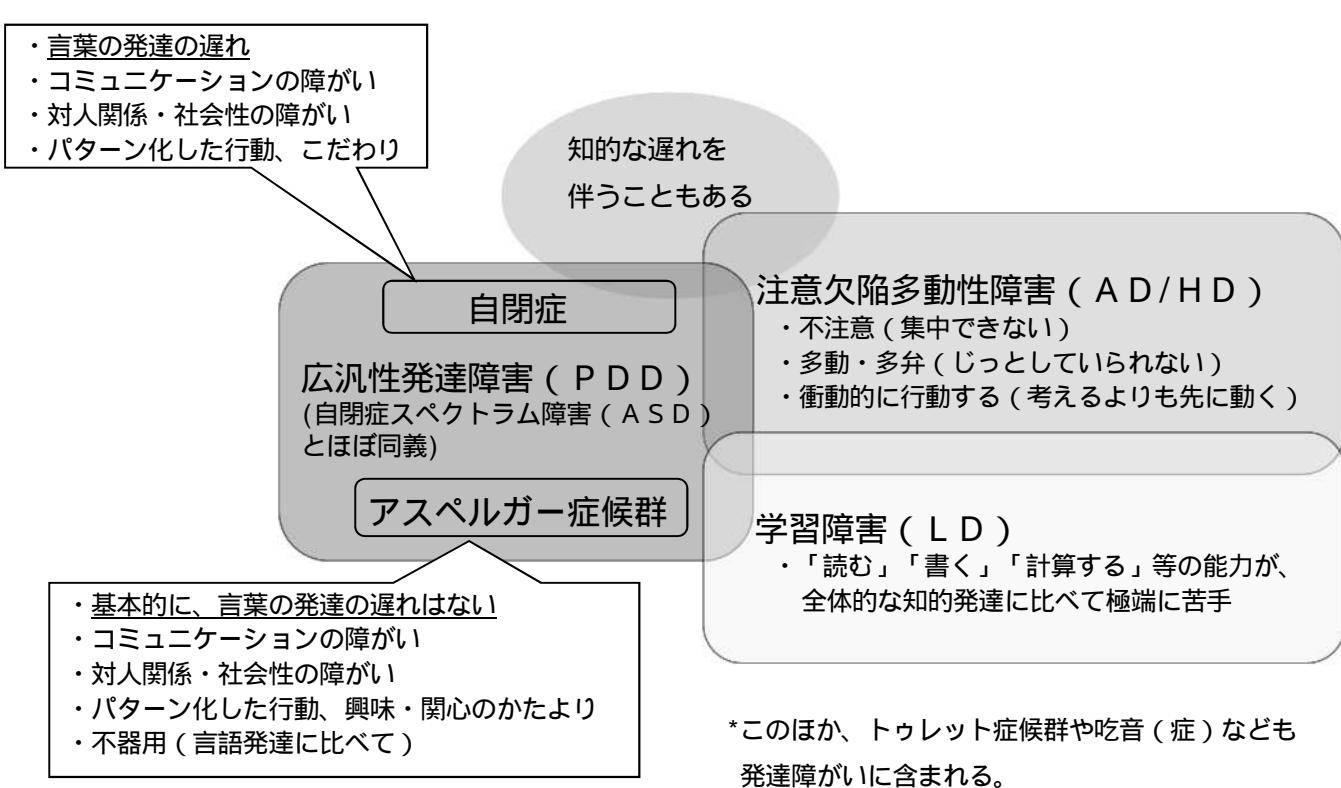
発達障がいの原因はまだよく分かっていませんが、現在では脳機能の障がいと考えられています。

知的な遅れを伴う場合から、高いIQを示す場合もあり、障がいの現れ方も個人差があります。年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

早い時期から周囲の理解が得られ、特性に配慮した対応や療育等の必要な支援、環境調整が行われることが大切です。

#### 発達障がいの特性

厚生労働省発行「発達障害の理解のために」をもとに作成



「発達障害者支援法」第2条

発達障害者：発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。

発達障害児：発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

発達支援：発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、觀念その他一切のものをいう。

## 自閉症

次の3つの特徴をもつ障がいで、3歳までには何らかの症状がみられます。

- (1) 対人関係の障がい
- (2) コミュニケーションの障がい
- (3) 限定した常的な興味、行動及び活動

## 広汎性発達障害（PDD）

自閉症、アスペルガー症候群のほか、特定不能の広汎性発達障害を含む総称です。

## アスペルガー症候群

対人関係の障がいがあり、限定した常的な興味、行動及び活動をするという特徴は、自閉症と共通した障がいです。明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴いません。

## 自閉症スペクトラム障害（ASD）

2013年のアメリカ精神医学会（APA）の診断基準DSM-5の発表以降、自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群は、自閉症スペクトラム障害（ASD）としてまとめて表現するようになりました。

## 注意欠陥多動性障害（ADHD）

注意持続の欠如もしくは、その児の年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴です。この3つの症状は通常7歳以前にあらわれます。

- (1) 多動性（おしゃべりが止まらなかったり、待つことが苦手でうろうろしてしまったりする）
- (2) 注意力散漫（うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがある）
- (3) 衝動性（約束や決まり事を守れないことや、せっかちでいらいらしてしまうことがよくある）

一般的に多動や不注意といった様子が目立つのは学齢期ですが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれています。

## 学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないのに、読む、書く、計算するなどの特定の能力を学んだり、行なったりすることに著しい困難がある状態をいいます。

出典：発達障害情報・支援センター・各障害の定義 <http://www.rehab.go.jp/ddis/>  
(2020年7月27日アクセス可能)

：厚生労働省 e-ヘルスネット ASD（自閉症スペクトラム症、アスペルガー症候群）について

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/heart/k-03-005.html>  
(2021年2月2日アクセス可能)

## 第3章 福井市における発達支援の状況

### 1 母子保健における支援

#### (1) 幼児健康診査（1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）

幼児健康診査では、身体発育のほか、言語理解や行動面等の発達について集団健診を行い、発達障がいの疑いがある幼児に対しては、医療機関での精密検査を紹介したり、経過観察を行っています。

#### 1歳6か月児健康診査

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数	2,234	2,197	1,894
受診者数	2,162	2,158	1,867
経過観察者数	531(24.6%)	464(21.5%)	324(17.4%)
発達面の精密健診 対象者数	27 (1.2%)	14 (0.6%)	12 (0.6%)

令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月の健診を延期

#### 3歳児健康診査

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数	2,273	2,321	2,025
受診者数	2,203	2,249	1,959
経過観察者数	318(14.4%)	349(15.5%)	337(17.2%)
発達面の精密健診 対象者数	62 (2.8%)	76 (3.4%)	45 (2.2%)

令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月の健診を延期

#### (2) 幼児健診後の相談会

##### 2歳児相談会

1歳6か月児健康診査の結果、経過観察が必要な幼児に対し、個別の相談会を行っています。

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加者数	223	224	148

##### 3歳6か月児相談会

3歳児健康診査の結果、経過観察が必要な幼児に対し、個別の相談会を行っています。

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加者数	116	127	132

( 3 ) 発達相談会

子の発達面の遅れや行動面に心配を抱える保護者に対し、個別の発達相談会を行っています。

( 単位 : 人 )

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数	23	28	28

( 4 ) 幼児健診後の教室

発達に経過観察が必要な幼児に対して、遊びを通して発達を促し、保護者が適切な関わりができるよう、親と子の遊びの教室（きらきら教室）を実施しています。

( 単位 : 人 )

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数	34	28	30

( 5 ) 訪問指導

発達に経過観察が必要な幼児に対して、保育所等や自宅への訪問や電話による相談指導を行います。

( 単位 : 延べ件数 )

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	訪問	電話	訪問	電話	訪問	電話
実施件数	194	933	233	1,016	171	1,010

## 2 保育所等における支援

( 1 ) 入所児童数

( 単位 : 人 )

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
公立園合計	1,937	1,923	1,908
認定こども園 1 号	17	27	28
保育園・認定こども園 2,3 号	1,920	1,896	1,880
私立園合計	7,392	7,872	8,147
認定こども園 1 号	917	1,251	1,291
保育園・認定こども園 2,3 号	6,475	6,621	6,856
1 号認定合計	934	1,278	1,319
2,3 号認定合計	8,395	8,517	8,736
総合計	9,329	9,795	10,055

1 号認定 満 3 歳以上で教育を希望する子ども

2 号認定 満 3 歳以上で保護者の就労又は疾病、その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども

3 号認定 満 3 歳未満で保護者の就労又は疾病、その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども

(2) ふれあい保育推進事業(2, 3号認定)

児童相談所や医療機関などが認めた中軽度の障がいを有する児童に対し、保育士や保育教諭を加配し保育を実施しています。

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立園 (保育園・認定こども園)	71(3.7%)	55(2.9%)	72(3.8%)
私立園 (保育園・認定こども園)	76(1.2%)	75(1.1%)	84(1.2%)
合計	147(1.8%)	130(1.5%)	156(1.8%)

( )は入所児童に対する割合

(3) 障がい児保育事業(2, 3号認定)

特別児童扶養手当支給対象児、重度の障がいを有する児童に対し、保育士や保育教諭を加配し保育を実施しています。

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立園 (保育園・認定こども園)	23(1.2%)	21(1.1%)	26(1.4%)
私立園 (保育園・認定こども園)	41(0.6%)	32(0.5%)	25(0.4%)
合計	64(0.8%)	53(0.6%)	51(0.6%)

( )は入所児童に対する割合

(4) 気になる子の数(1~3号認定)

中軽度障がい(ふれあい保育対象)もしくは重度障がい児以外の児童であって、発達障がいや知的障がいなどの疑いまたは環境や育て方に問題があると思われる児童で、特別な配慮が必要であると保育士等が判断する児童

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立園 (保育園・認定こども園)	308(15.9%)	371(19.3%)	338(17.7%)
私立保育園 (保育園・認定こども園)	614(8.3%)	833(10.6%)	783(9.6%)
合計	922(9.9%)	1,204(12.3%)	1,121(11.1%)

( )は入所児童に対する割合

### ( 5 ) 保育カウンセラー派遣事業

専門的な知識及び経験を有する者が、保育園や幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、すみずみ子育てサポート事業所などを訪問し、気になる子の相談を行っています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
カウンセラー(人)	17	17	18
活動日数(日)	389	365	346
活動時間(時間)	1,436	1,302	1,242
延べ相談件数(件)	1,397	1,267	1,222

## 3 小・中学校における支援

### ( 1 ) 就学児相談会

小学校入学前に教育的支援が必要になると考えられる児童と保護者を対象に就学児相談会を実施しています。相談については必要に応じて小学校との移行支援に生かしています。

小中学校入学後にも既就学児童生徒を対象とした相談会を実施しています。

( 単位 : 人 )

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
就学児相談会参加者数 個別対応を含む	104	97	102
既就学児童生徒相談会 参加者数 個別対応を含む	80	83	87

### ( 2 ) いきいきサポーターの配置

児童生徒の学校生活全般を支援していくための支援員として、小中学校に「いきいきサポーター」を配置しています。令和2年度は73校(全小中学校)に85名の支援員を配置しており、支援が必要な児童生徒へのサポートを行っています。

### ( 3 ) 特別支援学級・通級指導実施校

障がい等で支援が必要な児童生徒の自立にむけて支援を充実していくために特別支援学級が増設されています。また、通常学級に在籍している支援が必要な児童生徒を支援する通級による指導についても実施校が増加しています。

( 単位 : 校 )

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
特別支援学級設置校数 ( 学級数 )	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
	40 ( 69 )	20 ( 33 )	42 ( 78 )	20 ( 33 )	45 ( 84 )	22 ( 38 )
通級指導実施校数	21		22		25	

## 4 地域における支援

### (1) 発達障がいに関する相談

障がい者相談支援事業所である市内4か所の委託相談支援事業所において、発達障がいに関する相談に応じています。また、市内1か所の委託相談支援事業所において発達障がいに特化した相談に応じています。

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発達障がいに関する相談	2,019	2,772	3,558
障がい児	1,226	1,739	1,875
障がい者	793	1,033	1,683

### (2) ことばの教室

ことばや発達が気になる就学前の幼児とその保護者に対し、相談員（言語聴覚士、臨床発達心理士等の有資格者）が個別の相談・指導・療育を行っています。

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	190	166	156

令和元年度までは、おむね2歳から小学校低学年までの児童を対象としていた。

### (3) 子どもに関する相談

子ども家庭センター相談室において、臨床心理士や社会福祉士などの専門職員が子どもに関する気がかりなことの相談に応じています。

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談総数	1,348	1,832	1,322

### (4) 放課後児童健全育成事業

就学している児童生徒（障がい児）に対し、授業の終了後等に放課後児童クラブ、放課後児童会において、適切な遊び及び生活の場を提供します。

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
放課後児童クラブ、 放課後児童会における障がい児数	70	86	107
心身障害児児童クラブにおける利 用児童数	18	14	

心身障害児児童クラブについては、放課後等デイサービス等の基盤整備が整ったこともあり、平成30年度末で廃止となった。

( 5 ) 児童発達支援センター機能強化事業

障がいの有無に関わらず発達が気になる子どもに関する相談に応じ、必要なサービスの紹介などを行います。中核市移行に伴い、市内 1 か所で実施しています。

( 単位 : 件 )

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談総数	-	-	1 , 835

( 6 ) 児童発達支援

療育が必要な未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。

( 単位 : 人 )

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
支給決定者数	144	144	151
発達に関する支給決定者数	100	115	125

サービスを利用するには相談支援事業所が作成する「障がい児支援利用計画」が必要

( 7 ) 放課後等デイサービス

放課後や休業日に支援が必要な就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。

( 単位 : 人 )

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
支給決定者数	398	475	570
発達に関する支給決定者数	171	226	299

サービスを利用するには相談支援事業所が作成する「障がい児支援利用計画」が必要

( 8 ) 保育所等訪問支援

保育所等や学校に通う障がい児に対し、訪問により保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。

( 単位 : 人 )

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
支給決定者数	69	84	90
発達に関する支給決定者数	37	51	63

サービスを利用するには相談支援事業所が作成する「障がい児支援利用計画」が必要

#### ( 9 ) 就職支援セミナー（障がい者コース）

就労を希望する障がい者について、障がいの特性にあった就職活動と就労・職場定着を支援するため、就職支援セミナーを年1回行っています。

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受講者数（発達障がい者数）	13(2)	21(0)	19(6)
就職者数	7	8	6

就職者数は、セミナー受講者のうち開催1年後に就職している者の人数

就職者数のうち発達障がい者の数は不明

#### ( 10 ) 雇用奨励金

雇用定着を図るため、国の助成金制度（特定就職困難者雇用開発金）を受け、その支給期間満了後、引き続き1年以上雇用継続した市内事業所に対して、奨励金を支給しています。

（単位：件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支給件数（発達障がい者数）	106(0)	58(0)	54(1)

支給件数は、福井市雇用奨励金支給者の障がい者数

#### ( 11 ) 中小企業雇用促進相談員の企業訪問等

中小企業雇用促進相談員が企業を訪問し、リーフレット等で雇用奨励金などの各種助成制度を周知し、雇用に関する支援を啓発しています。また、事業主や従業員からの相談にも応じています。

（単位：件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
啓発件数	357	321	334
相談件数	2	5	7

啓発、相談件数は、障がい者以外も含む。

#### ( 12 ) 雇用調整員による就労促進事業

平成27年度より雇用調整員2名が就労系サービス事業所や企業を訪問し、一般就労に移行可能な障がい者の把握、就労に向けた支援、就職後の定着支援等を行っています。

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般就労相談者	38	36	29
一般就労移行者	9	8	8
就労体験支援事業	6	12	7

障害種別が精神の方

( 13 ) 精神保健相談

嘱託精神科医師や保健師・社会福祉士（精神保健福祉士）が、精神保健（発達障がい含む）に関する相談に応じています。

（単位：件）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
嘱託精神科医師による相談			47
保健師・社会福祉士（精神保健福祉士）による相談			1,520

## 5 福井市発達障がい児者支援庁内連絡会及び福井市発達障がい児者専門支援者検討会

### (1) 目的

発達障がい児者にかかる保健・福祉・教育・労働等の行政担当部署の担当者及び医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が相互に連携し、乳幼児期から成人期までの途切れのない一貫した支援のあり方を検討することにより、発達障がい児者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、支援体制の構築を図ることを目的とします。

### (2) 構成委員

福井市発達障がい児者支援庁内連絡会

関係課（7課） 障がい福祉課・子ども福祉課・子育て支援課・保健企画課保健支援室・健康管理センター・しごと支援課・学校教育課

福井市発達障がい児者専門支援者検討会

上記関係課（7課）+福井県立大学、福井県発達障がい児者支援センター（スクラム福井）発達障がい相談支援事業所、平谷こども発達クリニック、福井県精神保健福祉センター（ホッとサポートふくい）子ども発達支援センターフレンズあすわ、市私立幼稚園・認定こども園協会、県特別支援教育センター、県高校教育課、福井大学、福井公共職業安定所（ハローワーク福井）ふくい若者サポートステーション（サポステふくい）

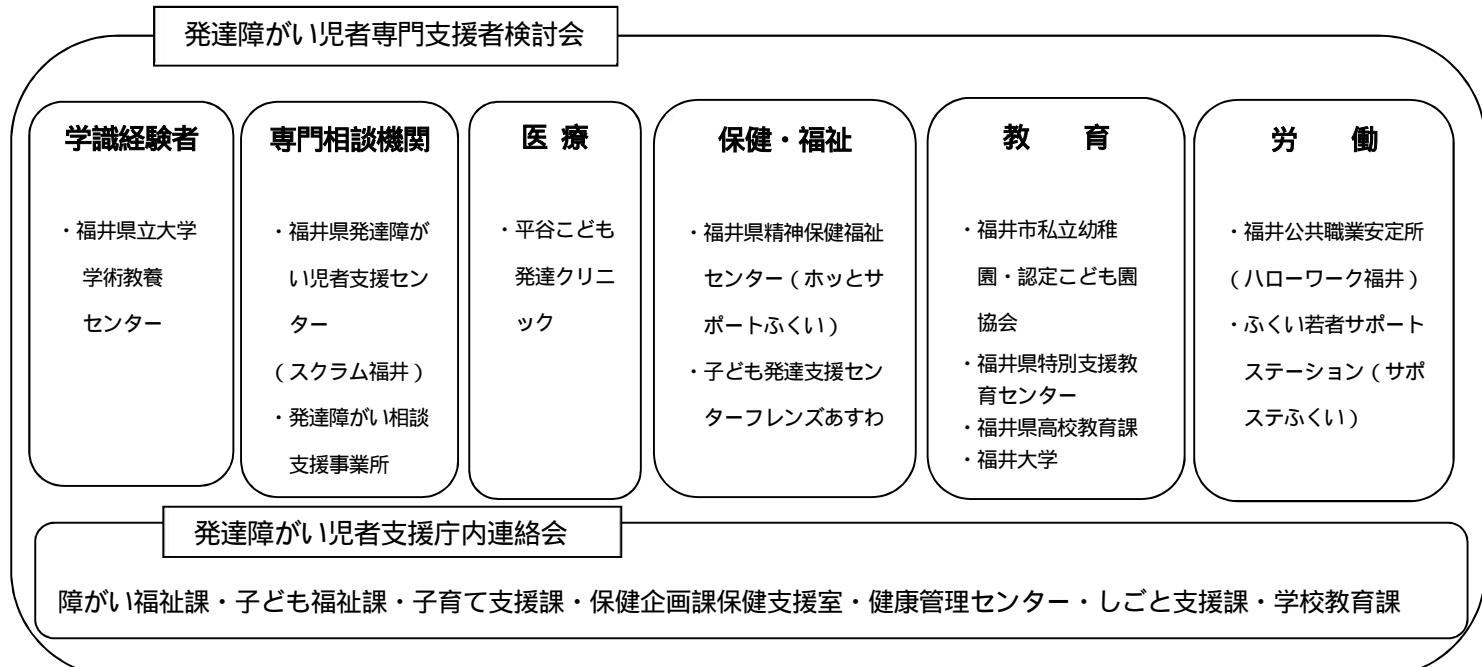
### (3) 協議内容

福井市発達障がい児者支援庁内連絡会

発達障がい児者や気になる児への切れ目ない支援体制を整える足がかりとするために、市の保健、福祉、教育、就労のそれぞれの部署における担当者レベルでの話し合いの場を設定しています。

福井市発達障がい児者専門支援者検討会

発達障がい児者の支援体制の構築を図ることを目的として、医療・保健・福祉・教育・労働の関係者、学識経験者及び庁内連絡会が連携し、乳幼児期から成人期に至るまでの途切れのない一貫した支援のあり方を検討する場を設定しています。



## 第4章 具体的な取組

### 1 早期発見・早期療育体制の充実

#### 【現状・課題】

- ・令和元年度に実施した「第4次福井市障がい者福祉基本計画策定のためのアンケート」(以下「市民アンケート」という。)では、障がいのある子どもの健全な育成のための今後必要な取り組みについて、「障がいの早期発見・早期支援」と回答した割合が高くなっています。発達障がいは、適切な支援を受けることができないまま引きこもりやうつといった二次障がいを引き起こすケースがあるため、発達障がいを早期に発見し、療育につなげる支援をすることが大切です。また、発達障がいの診断を受ける前に、児童への対応方法が分からず育児に辛さを感じる保護者もいるため、早期に支援することも必要です。
- ・医療機関受診が必要と判断された場合でも、市内の発達専門の医療機関が少なく、受診までに長期の期間を要する現状にあるため、医療機関以外の気軽で利用しやすい療育の場の充実が求められています。

#### 【施策】

乳幼児期からの健診や個別の療育の実施により、引き続き早期発見から早期療育につながるよう努めています。また、発達障がいの特性を理解し、対応することができるよう発達障がい児(疑い含む)及びその家族に対する相談支援のさらなる充実を図ります。

さらに、誰もが身近な地域で相談や支援を受けられるよう、児童発達支援センター機能強化事業を増設します。

事業・取組	概要	担当
幼児健診 ( 1歳6か月児・3歳児健診 )	・身体発育のほか、言語理解や行動面等の発達について集団健診を行います。	健康管理センター
幼児健診後の相談会	・1歳6か月児健康診査の結果、経過観察が必要な幼児について、個別の相談を行い、発達の遅れ等の早期発見と必要な支援を行います。( 幼児相談会( 2歳児・3歳児 ) ) ・3歳児健康診査の結果、経過観察が必要な幼児について、個別の相談を行い、関わり方の助言や必要な支援を行います。( 幼児相談会( 4歳児 ) )	健康管理センター
発達相談会	・子の発達面の遅れや行動面に心配を抱える保護者に対し、個別の発達相談を行い、必要な支援につなぎます。	健康管理センター
幼児健診後の教室、訪問等	・発達に経過観察が必要な幼児に対して、遊びを通して発達を促し、保護者が幼児の発達を理解して適切な関わりができるよう、親と子の遊びの教室( きらきら教室 )を実施します。 ・発達に経過観察が必要な幼児に対して、保育所等や自宅への訪問や電話による相談指導を行います。	健康管理センター
幼児健診事後事業連絡会の開催	・健診後のフォロー事業の関係者による連絡会を開催し、意見交換や情報共有を行い、幼児期の支援体制の充実につなぎます。	健康管理センター
ことばの教室	・健康管理センターや保育園などから紹介のあったことばや発達が気になる就学前の幼児とその保護者に対し、医療機関受診までの療育支援の場として個別の相談・指導・療育を行います。 ・保健、医療、福祉、教育と連携できる体制作りを行い、適切な支援につなぎます。	障がい福祉課

事業・取組	概要	担当
相談支援の充実【拡充】	<ul style="list-style-type: none"><li>・発達障がいに関する専門の相談窓口である「発達障がい相談支援事業所」において、発達障がい等の相談に応じます。</li><li>・児童発達支援センター機能強化事業では、地域で発達が気になる児童やその家族からの相談、通所利用の発達障がいの児童やその家族に対する支援、発達障がいの児童を受け入れている施設への支援、助言を行います。【拡充】</li><li>・子ども家庭センター相談室において臨床心理士や社会福祉士などの専門職員が子どもに関する気がかりなことの相談に応じます。</li><li>・保育士等の専門職員が、乳幼児の子育て全般について電話相談（すまいるダイヤル）を行います。</li><li>・嘱託精神科医師による定例精神保健相談を実施し、精神保健に関する必要な指導を行います。【拡充】</li><li>・保健師・社会福祉士（精神保健福祉士）が、精神保健に関する相談に応じ、訪問等により必要な助言指導を行います。【拡充】</li></ul>	障がい福祉課 子ども福祉課 子育て支援課 保健企画課保健支援室



(発達障がい相談支援事業所)



(児童発達支援センター)

## 2 特性に応じた保育の充実

### 【現状・課題】

- ・令和元年度に第4次福井市障がい者福祉基本計画策定時に実施した障がい者アンケート（以下、「障がい者アンケート」という。）では、発達障がいの診断を受けている方（疑いを指摘された場合を含む。）が困ったことがあつたら誰に、またはどこに相談しているかについて、「家族・親戚」に次いで「保育所・幼稚園・学校」と回答しています。普段から、児童や保護者と関わる機会の多い保育士等は、相談及び支援者としての役割を担っています。
- ・発達障がいの症状には、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、多動性、注意力散漫、衝動性等があり、外見的には分からず、集団生活を送る上で明らかになってくるため、最初の集団生活の場である保育所等における特性に応じた支援が重要です。

### 【施策】

発達障がい児や気になる子、またその保護者に対して、支援の充実を図ります。その他、特性に対する保護者の理解を促進するとともに、保育士等のスキル向上を図るため、親子療育教室・学習会や研修会を行います。

また、学校生活に向けて円滑に移行ができるように小学校等との連携を行います。



事業・取組	概要	担当
特定教育・保育施設発達相談会	・入園前や在園する児童の中で、育ちの気になる子やその保護者に対し、面接を行い、集団保育をする上で配慮する点を話し合います。	子育て支援課
保育カウンセラーの派遣 【拡充】	・保育園、認定こども園、私立幼稚園等及び希望のある認可外保育施設を訪問し、保育士等に対し、気になる子について専門的な助言を行う保育カウンセラーの派遣回数を増やし、支援を充実します。【拡充】	子育て支援課
ふれあい保育推進事業・障がい児保育事業	・ふれあい保育や特別児童扶養手当の対象児童に対し、保育士や保育教諭を加配するための補助を継続していきます。	子育て支援課
特別支援担当者の配置	・各園に特別支援担当者を配置し、保育士等に対し発達障がい児や気になる子に関する支援のアドバイスを行い、保護者や関係機関との連携の窓口となります。	子育て支援課
親子療育教室の充実	・保護者の理解促進や保育士のスキルアップを図るため、親子療育教室を継続していきます。	子育て支援課
就学前の連携	・小学校と連携し、就学児相談会の参加を促します。 ・就学前に小学校の体験交流（わくわく交流デー）を行います。	子育て支援課 学校教育課



### 3 学校教育における支援の推進

#### 【現状・課題】

- ・障がい者アンケートでは、困ったことがあつたら誰に、またはどこに相談しているかについて、「家族・親戚」に次いで「保育所・幼稚園・学校」と回答しています。普段から、児童生徒や保護者と関わる機会の多い教員には、相談及び支援者としての役割を求められています。
- ・互いの個性を尊重して学んでいくインクルーシブ教育 システムの構築を推進していくために、校内支援体制の整備を行っていますが、人的な配置や支援の質的向上等、充実していくことが必要です。  
　　インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと
- ・義務教育期においては、発達支援が必要な児童生徒に対し、「いきいきサポーター(支援員)」を配置し、学校生活における適切な教育的支援の充実を図っています。
- ・教育現場では、医療、福祉、教育の一層の連携が必要です。

#### 【施策】

互いの個性を尊重しあいながら学んでいくインクルーシブ教育の考え方を取り入れ、充実した学校生活を支援します。また、個別の教育支援計画等を活用し、医療や福祉と連携しながら、児童生徒及び保護者への支援の充実を図ります。



事業・取組	概要	担当
就学児相談会 既就学児童生徒相談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人、保護者への情報提供を十分に行い合意形成を図っていくために、相談会を開催します。</li> <li>既就学児童生徒についても継続的に相談会を開催し就学相談を行います。</li> </ul>	学校教育課
特別支援教育コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が有意義な学校生活が送れるよう にコーディネーターの配置を拡充し、生活全般の支援を行います。</li> </ul>	学校教育課
いきいきサポーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が有意義な学校生活が送れるよう にサポーターを配置し、生活全般の支援を行います。</li> </ul>	学校教育課
カウンセラーの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校で保護者や児童生徒を対象に、学校 生活の悩みなどのカウンセリングを行ひ ます。</li> </ul>	学校教育課
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育センターや特別支援学校によ る小中学校への巡回相談を行います。</li> <li>福井市特別支援教育専門委員会を開催し、 医療、福祉と連携して特別支援教育を推進 していきます。</li> <li>福井市特別支援教育地区別協議会を開催 し、校内支援体制の構築についての研修や 情報交換を行います。</li> <li>幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の 連携を円滑に行っていくために、幼保小学校 特別支援教育コーディネーター連絡会 を開催します。</li> </ul>	学校教育課
個別の教育支援計画等を活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援が必要な児童生徒について、必要に応 じて個別の教育支援・指導計画を作成し、 継続した支援を行います。</li> </ul>	学校教育課
教育機関への相談支援機関及び障がい福祉サービスの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校に加え、小中学校・高校に対 し、発達に関する相談支援機関及び福祉サ ービスに関する情報提供を行い、支援体制 を強化します。</li> </ul>	障がい福祉課 学校教育課

## 4 発達障がい者の就労の促進

### 【現状・課題】

- ・障がい者アンケートでは、発達障がい者が会社などで就労するにあたり必要な配慮について、「障がいに対する周囲の理解があること」と回答した割合が最も高く、次いで「就労を継続するための支援体制が充実していること」となっています。また、現在の生活で困っていることや不安に思っていることに「就職や職場選び」と回答しています。
- 障害者雇用に対する事業主の理解を促進するとともに、就労支援・指導ができる体制を充実させ、発達障がいのある人の就労上の課題に対し対応できる多様で柔軟な雇用環境づくり、就労定着を支援していく必要があります。
- ・就労後に職場不適応やメンタルヘルス不調の形で問題が顕在化し発達障がいを疑われるケースもあることから、企業側が発達障がいについての理解や対応について関係機関に相談をすることは必要です。

### 【施策】

就労支援事業所、ハローワーク、教育機関等、発達障がい者の就労を支援する関係機関が、支援制度や対応など情報を共有し、連携を図ることにより支援体制の充実を図ります。

企業等の発達障がいに対する正しい理解を促進するために、発達障がい者の受け入れに向けた意見交換など、効果的な研修会の開催に努めます。



事業・取組	概要	担当
就労や雇用に対する理解促進	・事業主をはじめ広く市民への理解を深めるため、障がい者の雇用の促進に関する啓発イベント及びセミナーを開催します。	しごと支援課
就労の促進【拡充】【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用調整員が就労支援事業所、企業及び特別支援学校等を訪問し、一般就労に移行可能な障がい者の把握、就労に向けた支援、就職後の定着支援等を行います。</li> <li>・発達障がい者の就労相談に雇用調整員と相談支援事業所が連携し対応します。</li> <li>・一般企業への就労を希望する障がい者に対し、就労体験事業を実施します。</li> <li>・発達障がい者の特性等に応じて幅広い分野で活躍できるよう、農業分野の雇用機会の拡大を行います。【拡充】</li> <li>・障がい者の就職・職場定着が円滑にできるよう、就労パスポートの活用の周知に努めます。【新規】</li> <li>・障がいの特性にあった就職活動と就労・職場定着を支援するため、就労を希望する障がい者に対し、就職支援セミナーを開催します。</li> </ul>	障がい福祉課 しごと支援課
企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の雇用定着を図るため、障がい者を雇用継続する市内事業所に奨励金を支給します。</li> <li>・障がい者の雇用を促進するため、障がい者雇用に関する各種支援制度についてリーフレット等で周知をします。</li> </ul>	しごと支援課
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援事業所や就労受け入れ企業との連携を強化するため、情報交換等研修会を実施します。</li> <li>・福井市障がい者自立支援協議会就労支援部会にて、就労支援に関する情報交換や個別検討会などを通して関係機関の連携体制を整備します。</li> </ul>	障がい福祉課

## 5 発達障がい児者の支援体制の強化

### 【現状・課題】

- ・障がい者アンケートでは、発達障がい者が現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「自分の老後」「親・家族の老後」「緊急対応（自分や家族の急病のこと）」の回答の割合が高くなっています。成人期の支援は、家族も高齢化し、サポートする力も低下することから、成人期における途切れのない支援体制が必要です。
- ・高校から大学、成人期については生活様式が変化するため、これまで順調に生活を送っていても進学や就労の機会に問題行動を起こしやすくなることもあるため、高校から成人期にかけての支援は重要です。
- ・市民アンケートでは、「子育てファイルふくいっ子」の「内容を知っている」と回答した人は3.4%、「聞いたことはある」と回答した人は13.4%でした。「子育てファイルふくいっ子」は、障がいの特性の理解につながることになるため、保護者等に対する周知や利用の啓発が必要です。

### 【施策】

乳幼児期からの途切れのない支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、就労との切れ目のない継続的な連携を引き続き推進します。さらに、生活様式が変化し、問題行動が起こりやすくなる高校から成人期にかけての連携を充実します。

また、保護者が主体的に「子育てファイルふくいっ子」を活用できるよう支援します。



事業・取組	概要	担当
「子育てファイルふくいっ子」の活用【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者等に向けて、「子育てファイルふくいっ子」を市政広報やホームページ等を利用して周知啓発します。【拡充】</li> <li>発達面に支援が必要な児者に対し、一人ひとりに合った切れ目のない支援を行うため、「子育てファイルふくいっ子」を活用します。</li> <li>ことばの教室で、「子育てファイルふくいっ子」を活用していきます。</li> </ul>	障がい福祉課 子育て支援課 健康管理センター しごと支援課 学校教育課
発達障がい児者支援庁内連絡会・発達障がい児者専門支援者検討会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児期から成人期まで一貫した支援体制を構築するため、「発達障がい児者支援庁内連絡会」及び「発達障がい児者専門支援者検討会」を開催し、支援体制の見直し、連携方法の検討などを行います。</li> </ul>	障がい福祉課 子ども福祉課 子育て支援課 健康管理センター 保健企画課保健支援室 しごと支援課 学校教育課
児童発達支援センターとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児が身近な地域で質の高いサービスを受けることができるよう、児童発達支援センターとの連携を強化します。</li> </ul>	障がい福祉課
個別調整会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障がい児者及びその保護者等から相談を受け、特に関係機関との連携が必要なケースについて関係機関が連携して個別に支援を行うことを目的とする個別調整会議を開催します。</li> </ul>	障がい福祉課 子ども福祉課 子育て支援課 健康管理センター 保健企画課保健支援室 学校教育課
放課後等における児童の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児も含めた小学校就学児童に、放課後児童クラブ、放課後児童会において、放課後や長期休暇中などの安心・安全な居場所を提供します。</li> </ul>	学校教育課 放課後児童育成室
県との連携会議の開催【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校から成人期にかけての切れ目のない支援を協議するために県との連携会議を開催します。【新規】</li> </ul>	障がい福祉課

## 6 発達障がいの理解促進

### 【現状・課題】

- ・市民アンケートでは、「発達障がい」という言葉について 52.2% の人が「内容を知っている」と回答しています。一方で、同アンケートでは、障がいのある子どもの健全な育成のために、必要な取り組みについて、「障がいのある子どもに対する地域や社会の理解促進」と回答した割合が最も高くなっています。市民に対し発達障がいを含め障がいへの理解を深める取組を進めることが重要です。
- ・障がい者アンケートでは、学校・園生活を送る上で、特に重要なことや配慮が必要なことについて、「職員の理解」の回答の割合が最も高いことから、教職員に対しての理解を継続する必要があります。
- ・乳幼児健診後は、発達面に経過観察が必要と判断された幼児に対して、教室や相談会などを開催し、保護者への相談・助言を行っていますが、保護者の発達障がいに対する理解が不十分なことや受容が困難なため、拒否的になることもあります、早期の支援につながらないケースがあります。

### 【施策】

市民を対象に発達障がいの特性に関する理解促進、啓発を図るとともに、教職員向けの研修を実施するなど共生社会の実現に向けた取組を推進します。



事業・取組	概要	担当
市民への理解促進【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民を対象として、発達障害啓発週間(4月2日～8日)を中心に、発達障がいの特性、身近な地域での支援の重要性、発達障がい者との関わり方等について理解を促進するため、関係機関と連携し講演会等を実施します。【拡充】</li> <li>・発達障がいの当事者団体等が行う理解促進に関する活動を支援します。</li> <li>・発達障がいの特性や相談窓口、支援機関に関するパンフレットを改訂し、障がい理解や支援策の周知を促進します。</li> <li>・発達障がいに関するパンフレット、講演会の情報等を市ホームページに掲載します。</li> </ul>	障がい福祉課
保護者への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特性の理解や支援の方法を共有するため、保護者と保育士等における個人懇談や保育カウンセラーとの懇談会等を行います。</li> <li>・親と子の遊びの教室（きらきら教室）で、幼児の発達の特性、関わり方について、保護者の理解を促します。</li> <li>・親と子の遊びの教室（きらきら教室）終了者や医療機関を受診した幼児をもつ保護者に対し、スクラム福井が開催するちちはサポートクラブを紹介し、相談や助言の継続を促します。</li> <li>・発達に偏りがみられる幼児の特性や関わり方、就学に向けた保護者の理解を深めるために、専門職による講演会等を行います。</li> <li>・特別支援教育センターの巡回相談等の相談機関と連携し、保護者と特性や支援策を共有していきます。</li> <li>・就学児相談会を開催し、保護者に対して、特性理解、支援策を共有します。</li> </ul>	子育て支援課 健康管理センター 学校教育課
教職員への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がいの特性などについて、広く理解促進と支援の充実を図るため、教職員対象に研修を行います。</li> </ul>	学校教育課

## 7 発達障がいに関する人材育成

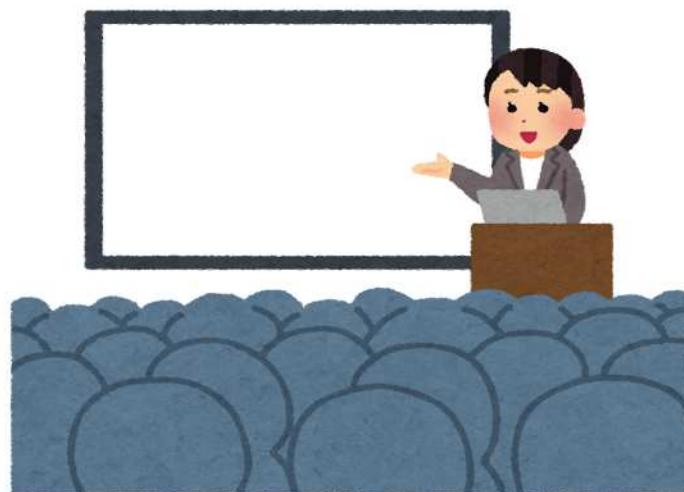
### 【現状・課題】

- ・発達支援は、特性に応じた個別の対応が必要ですが、福祉サービス事業所等の人材が不足しているため、人材育成が重要です。

### 【施策】

発達障がい児者を支援していくためには、地域の関係機関において適切な支援を実施していく必要があることから、各機関で人材育成の対象範囲を広げ、機関全体の支援体制の底上げに努めます。

事業・取組	概要	担当
障がい福祉サービス事業者等の 人材育成	・障がい福祉サービス事業者の職員等が発達障がいを理解し、特性に合った適切な相談や助言、サービスの提供が行えるよう研修を実施する等、人材育成に取り組みます。	障がい福祉課
保育現場での人材育成	・障がい児保育について行う園内研修費用を助成します。 ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭対象の障がい児保育研修を実施します。 ・県こども療育センターへの職員派遣及び小児療育実務研修への参加を継続し、理論と実践力のある人材育成を行います。	子育て支援課
教育現場での人材育成	・特別支援教育コーディネーター、いきいきサポートの専門性を向上させるため、特別支援教育センター等と連携し研修を行います。	学校教育課



## 8 発達障がい児者へのサービスの提供及び環境整備

### 【現状・課題】

- ・発達障がいの特性から不登校やひきこもり等の二次障がいを引き起こすことが多く、その予防のためには、気軽に利用できる参加しやすい場所を提供する必要があります。
- ・令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目的に読書環境の整備を推進しています。

### 【施策】

障がい福祉サービス等が多様化する中で、利用者が必要とするサービスの提供を行うことが重要であることから、発達障がい児者の個々の特性にあった障がい福祉サービスの提供に努めます。

また、孤立感を解消し、二次障がいを引き起こさないためにフリースペースの運営を継続します。

さらに、障がいの有無にかかわらず読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう読書環境の整備を推進します。

事業・取組	概要	担当
障がい福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・発達障がい児に対し、療育等を行うために、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスを提供します。</li><li>・発達障がい児者に対し、介護者の休息、また、ニーズに合わせた創作活動の場、就労訓練の場を提供するために、日中一時支援、地域活動支援センター、就労支援などのサービスを提供します。</li></ul>	障がい福祉課
障がい福祉サービスの基盤整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・発達障がいの特性に応じたサービス提供ができるよう実態調査等を行い、必要なサービス整備に努めます。</li></ul>	障がい福祉課
フリースペースの運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・発達障がいによるひきこもりや不登校等を予防するため、気軽に利用できる、仲間作りや社交性向上ための技術訓練（ソーシャルスキルトレーニング）等を行う場を運営します。</li></ul>	障がい福祉課
読書環境の整備【新規】	<ul style="list-style-type: none"><li>・読書バリアフリー法の施行に伴い、発達障がい児者等への読書環境の利便性向上策について検討します。</li></ul>	図書館

## 第5章 成果指標

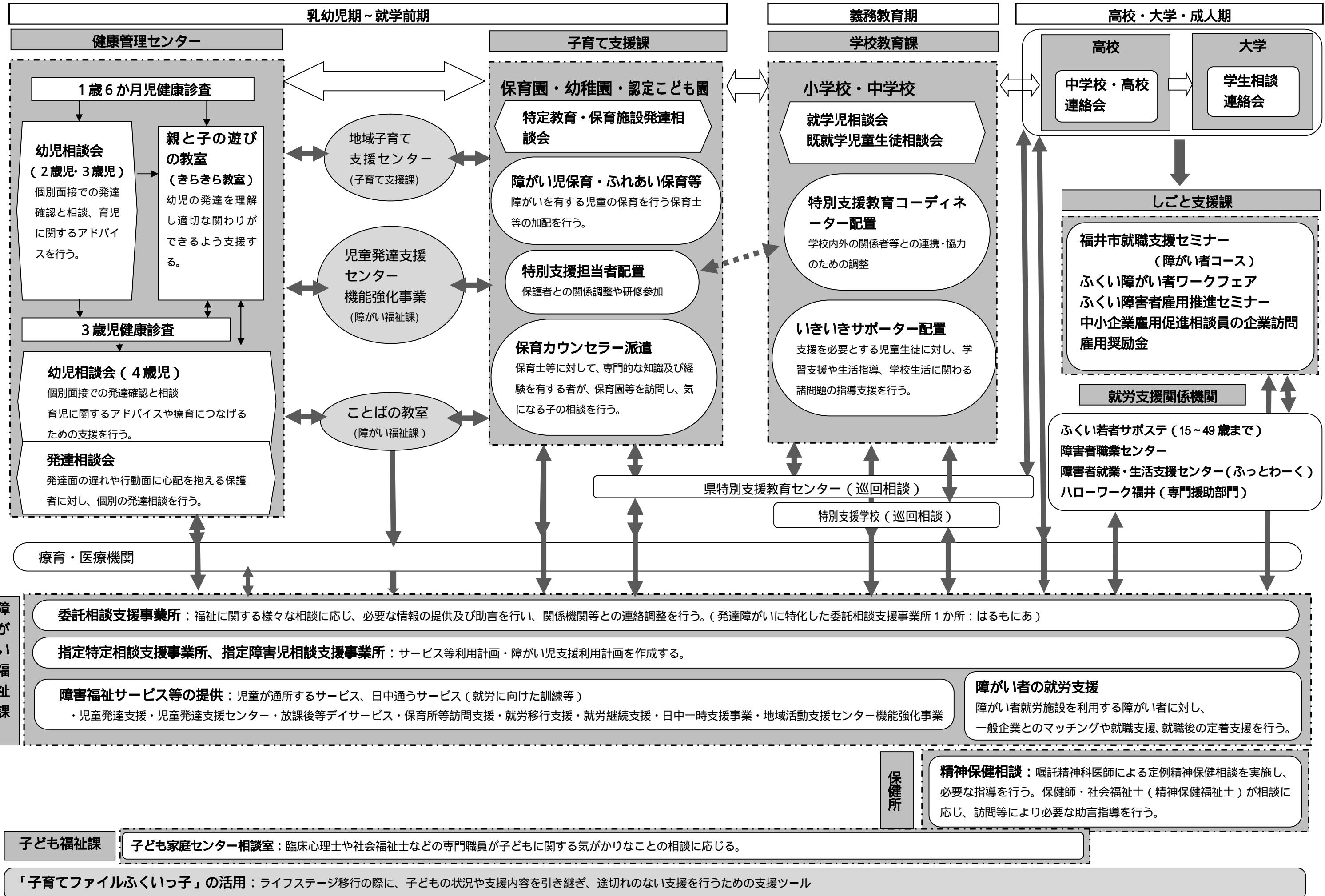
第1期計画には設定されていなかった成果指標を新たに設けることで施策・取組の進捗状況を明確にします。

なお、成果指標は個々の具体的取組に対して設定するのではなく、より目標とする指標を明らかにするため、主な取組について掲げるものとします。

成果指標	実績		令和8年度
	年度	実績	
児童発達支援センター機能強化事業の施設数	令和元年度	1か所	2か所
保育カウンセラーの派遣	令和元年度	113施設	115施設
農業分野の会社見学会の実施	令和元年度	2回  (令和元年度からの累計延べ回数)	16回
県との連携会議の開催回数	令和3年度	開始	年に1回開催
発達障がいの内容を知っている人の割合	令和元年度	52.2%	95.0%
発達障がい児者支援の人材育成数	令和元年度	12人  (令和元年度からの累計延べ人数)	96人



## 6 福井市の発達障がい支援の連携体制



# 資料編

## アンケート調査結果（抜粋）

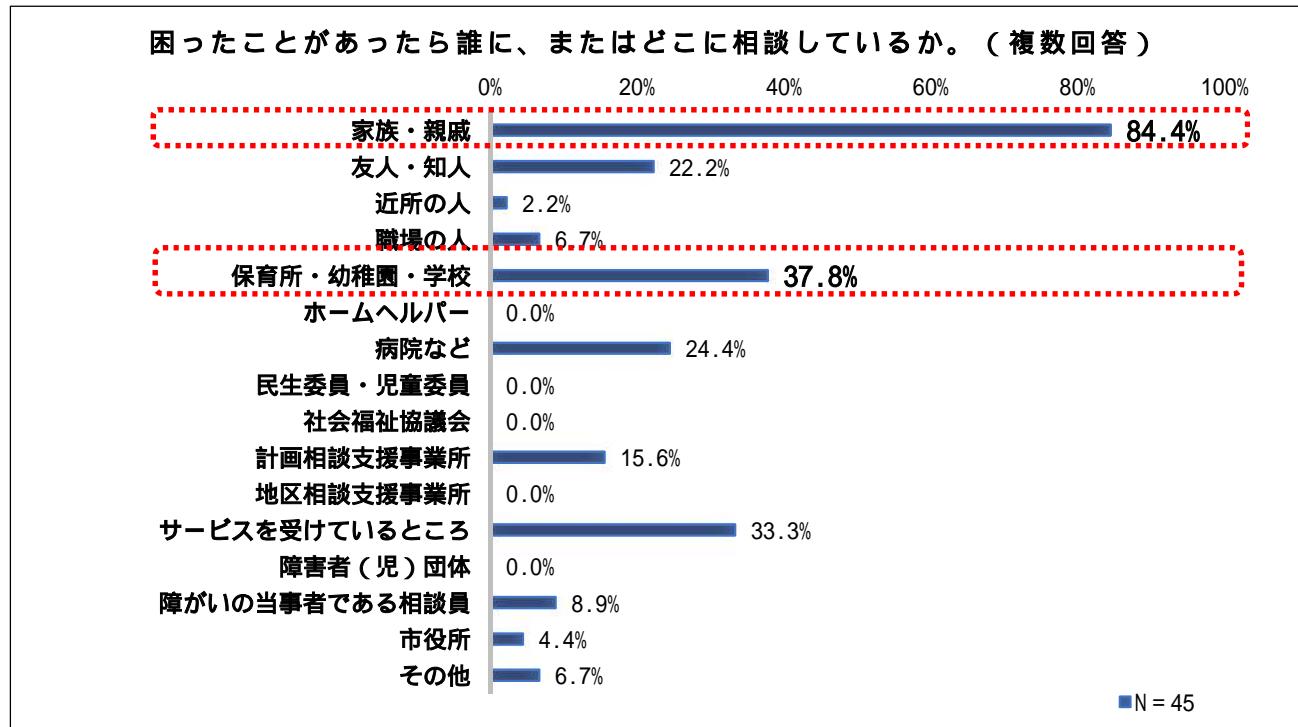
調査 令和元年10~11月に「第4次福井市障がい者福祉基本計画策定のためのアンケート」を実施

(対象：身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者) 回答数：360人

回答数360人のうち発達障がいの診断を受けている(疑いを指摘された場合を含む)方を抽出(46名)し集計を実施

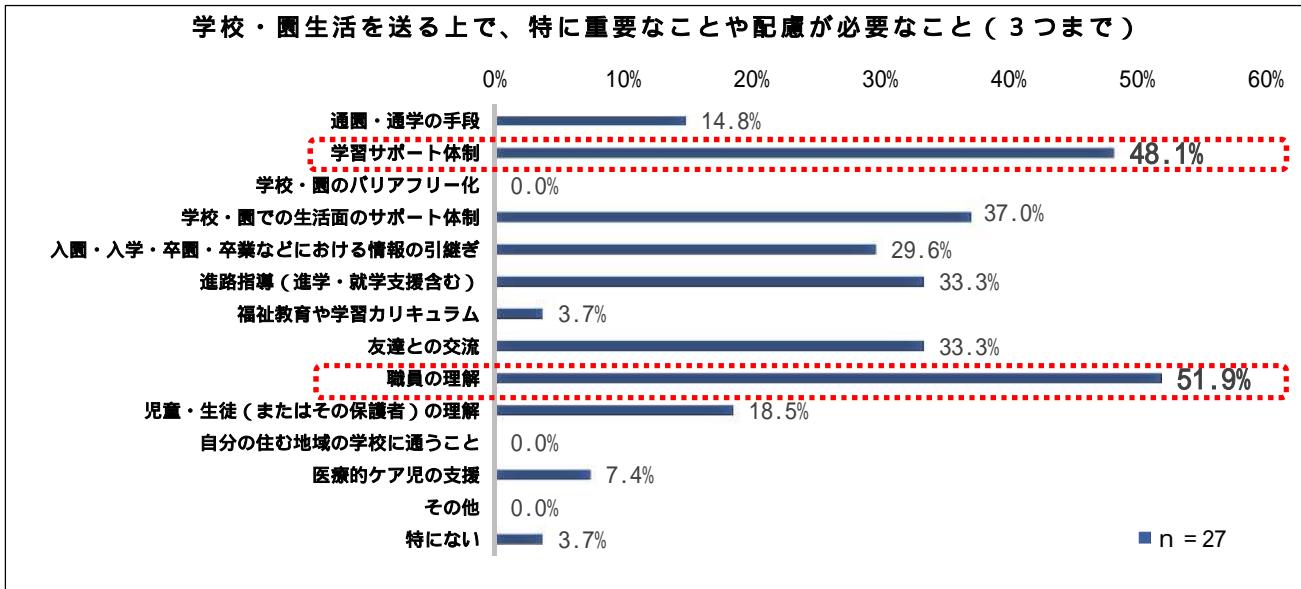
調査 令和元年10~11月に「第4次福井市障がい者福祉基本計画及び自殺対策計画策定のためのアンケート調査」を実施(対象：18歳以上市民) 回答数：291人

### (1) 困ったことがあった時の相談先 (調査 )



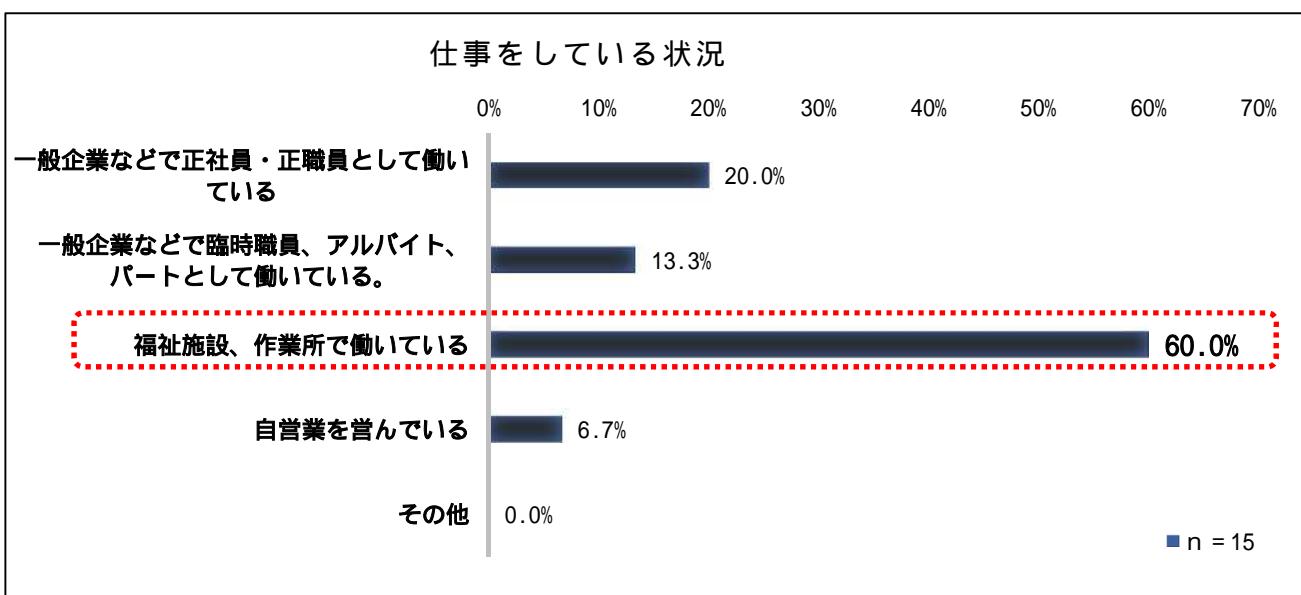
困ったことがあった場合には、「家族・親戚」(84.4%)に相談することが最も多く、次いで「保育所・幼稚園・学校」(37.8%)が多かった。

## ( 2 ) 学校・園生活を送る上で重要なことや配慮が必要な支援（調査）



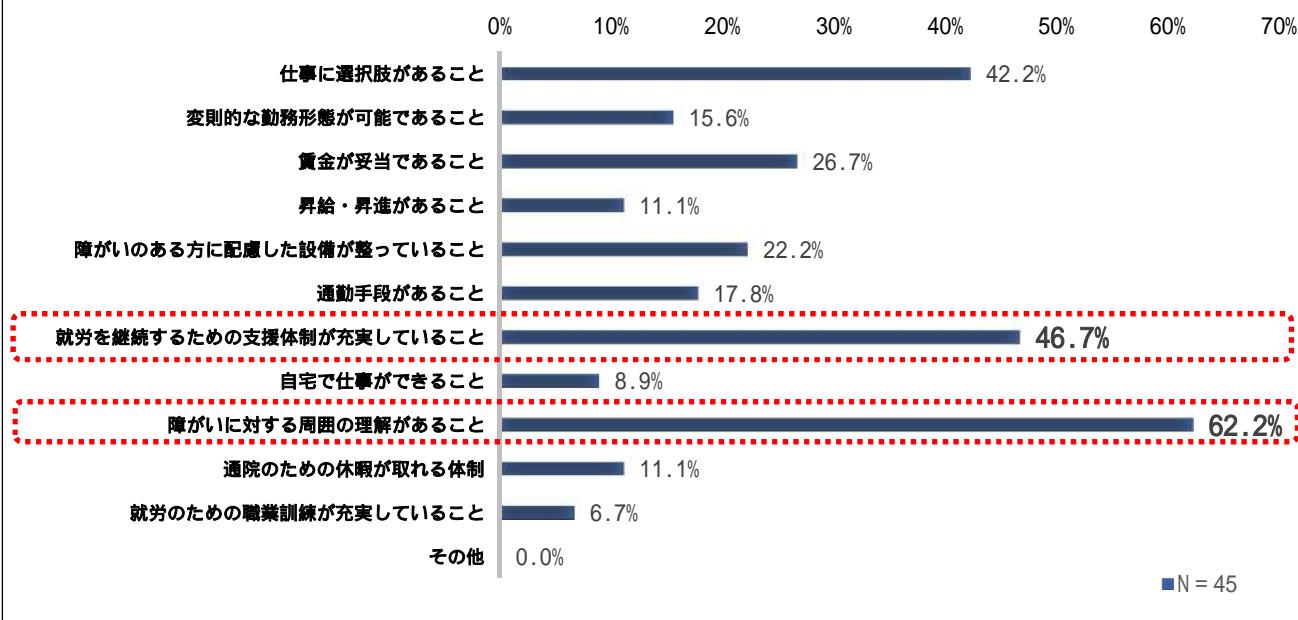
学校・園生活を送る上で、特に重要なことや配慮が必要なことについては、「職員の理解」(51.9%)が多く、次いで「学習サポート体制」(48.1%)であった。

## ( 3 ) 発達障がい者の就労状況（調査）



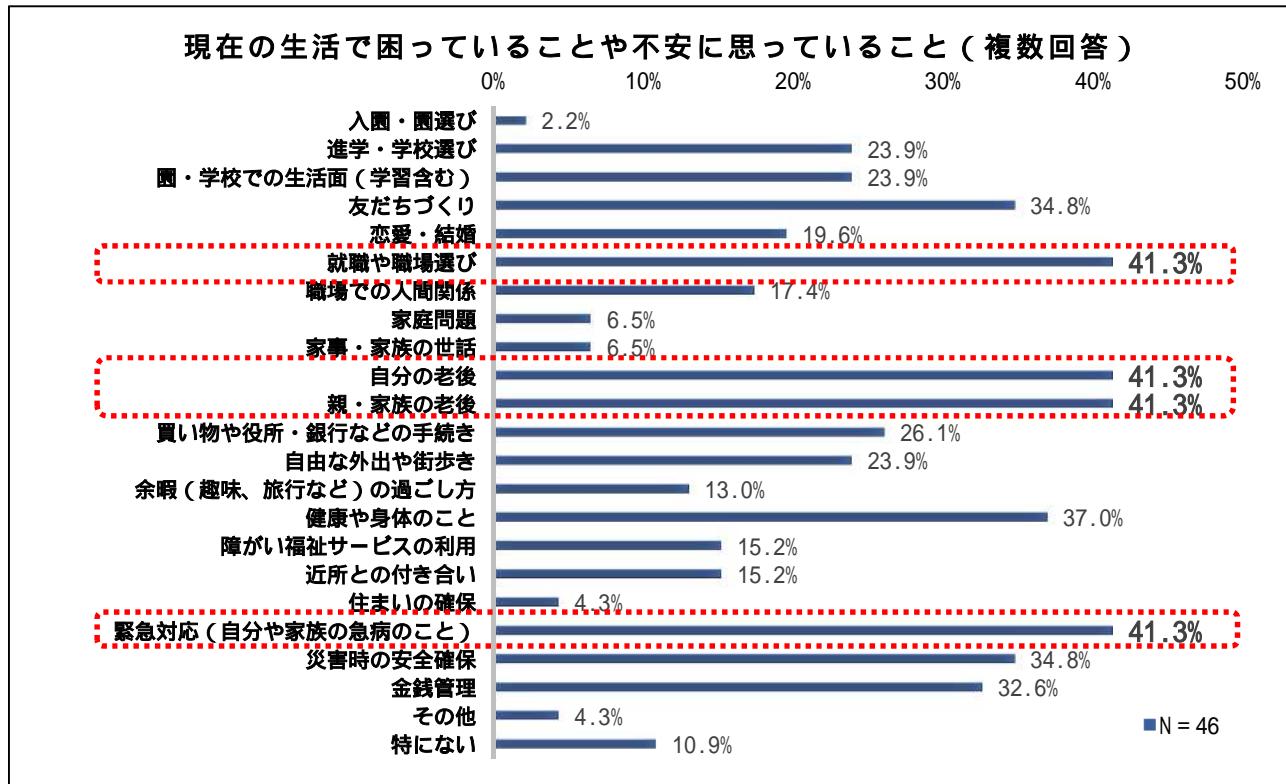
仕事の状況としては、「一般企業などで正社員・正職員」又は「一般企業などで臨時職員、アルバイト、パート」として働いている割合よりも「福祉施設、作業所で働いている」(60.0%)方が多い。

## 会社などで就労するにあたり、どのような配慮が必要か(3つまで)



また、会社などで就労するにあたっては「障がいに対する周囲の理解があること」(62.2%)が高く、次いで「就労を継続するための支援体制が充実していること」(46.7%)が高かった。

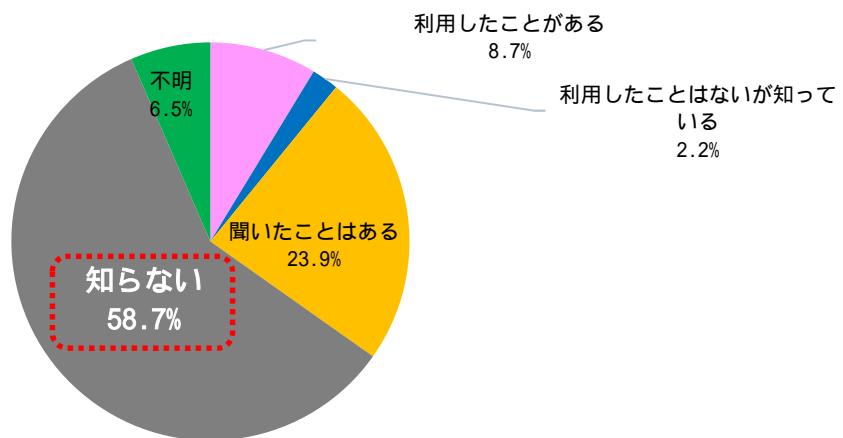
## (4) 現在の生活で困っていることや不安に思っていること(調査)



現在の生活で困っていることや不安に思っていることは、「就職や職場選び」(41.3%)、「自分の老後」(41.3%)、「親・家族の老後」(41.3%)、「緊急対応(自己や家族の急病のこと)」(41.3%)であった。

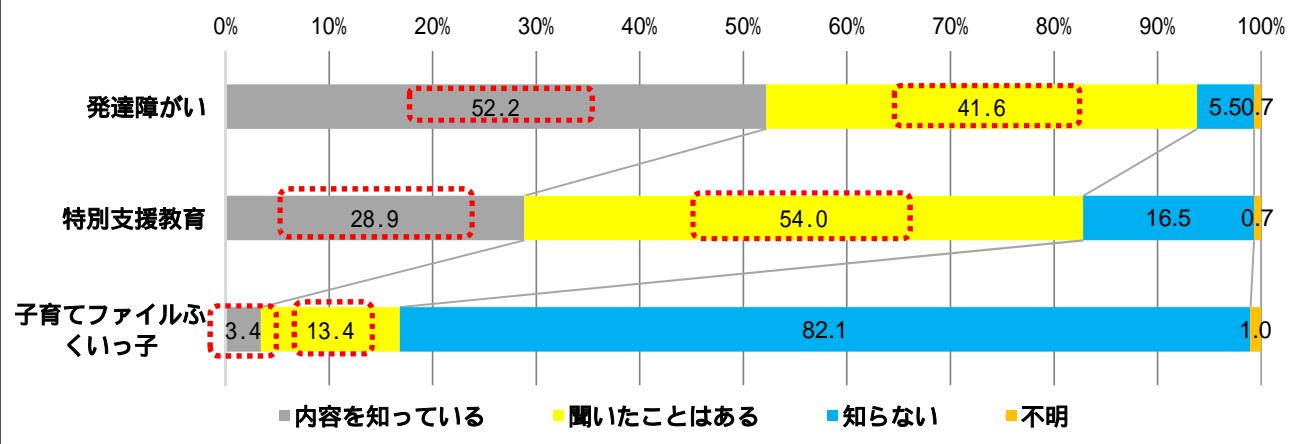
( 5 )「子育てファイルふくいっ子」「発達障がい」「特別支援教育」について（調査）

子育てファイルふくいっ子を知っているか (N=46)



( 調査 )

「発達障がい」、「特別支援教育」、「子育てファイルふくいっ子」という言葉を知っているか (N=291)



( 調査 )

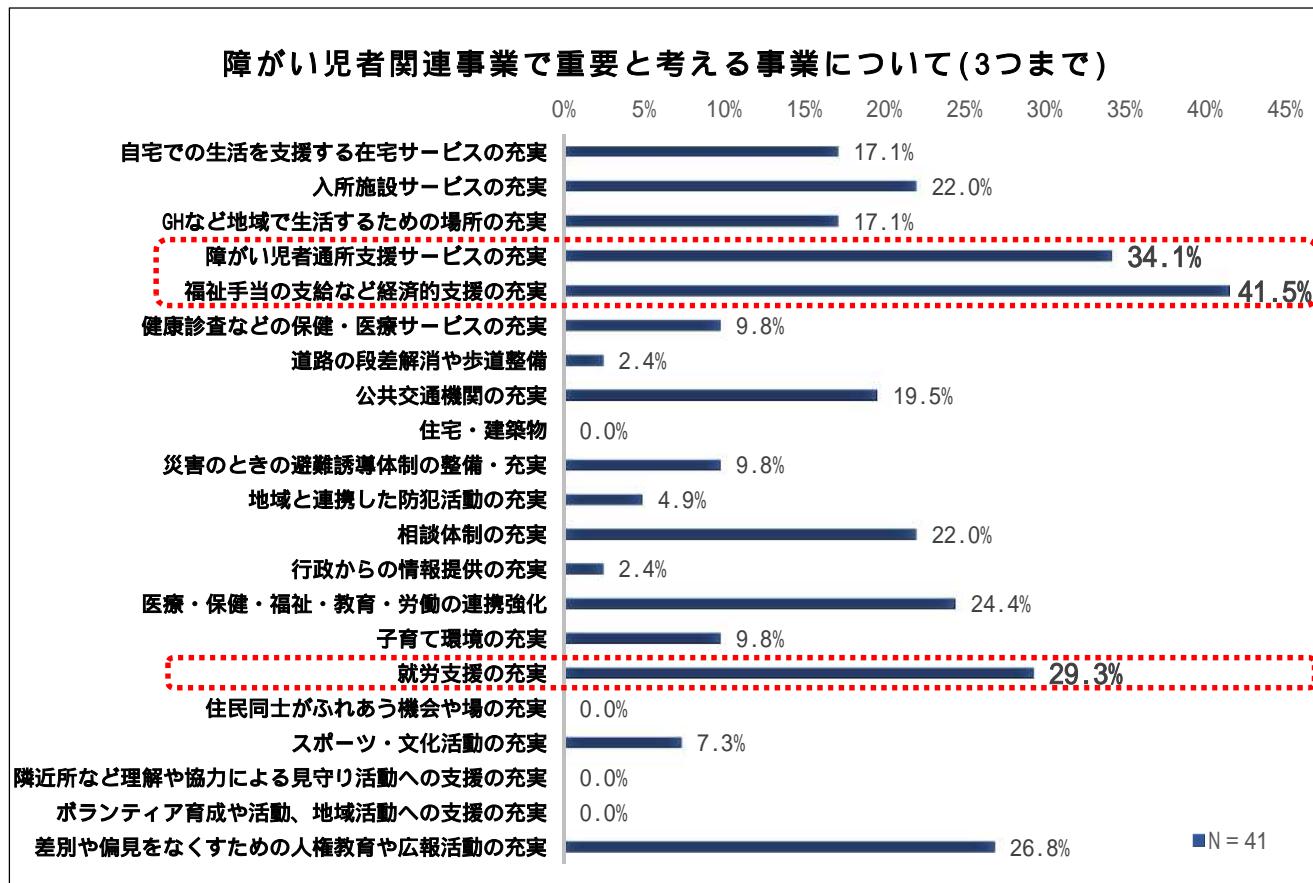
「子育てファイルふくいっ子」については、「知らない」( 58.7% ) が多かったが、「聞いたことはある」( 23.9% )、「利用したことはないが知っている」( 2.2% )、「利用したことがある」( 8.7% ) を合わせると 34.8% の方が認知していた。

「発達障がい」、「特別支援教育」、「子育てファイルふくいっ子」という言葉を知っているかについては、「発達障がい」については、「内容を知っている」( 52.2% )、「聞いたことはある」( 41.6% ) を合わせると 93.8% の方が認知している。

さらに、「特別支援教育」については、「内容を知っている」( 28.9% )、「聞いたことはある」( 54.0% ) を合わせると 82.9% の方が認知していた。

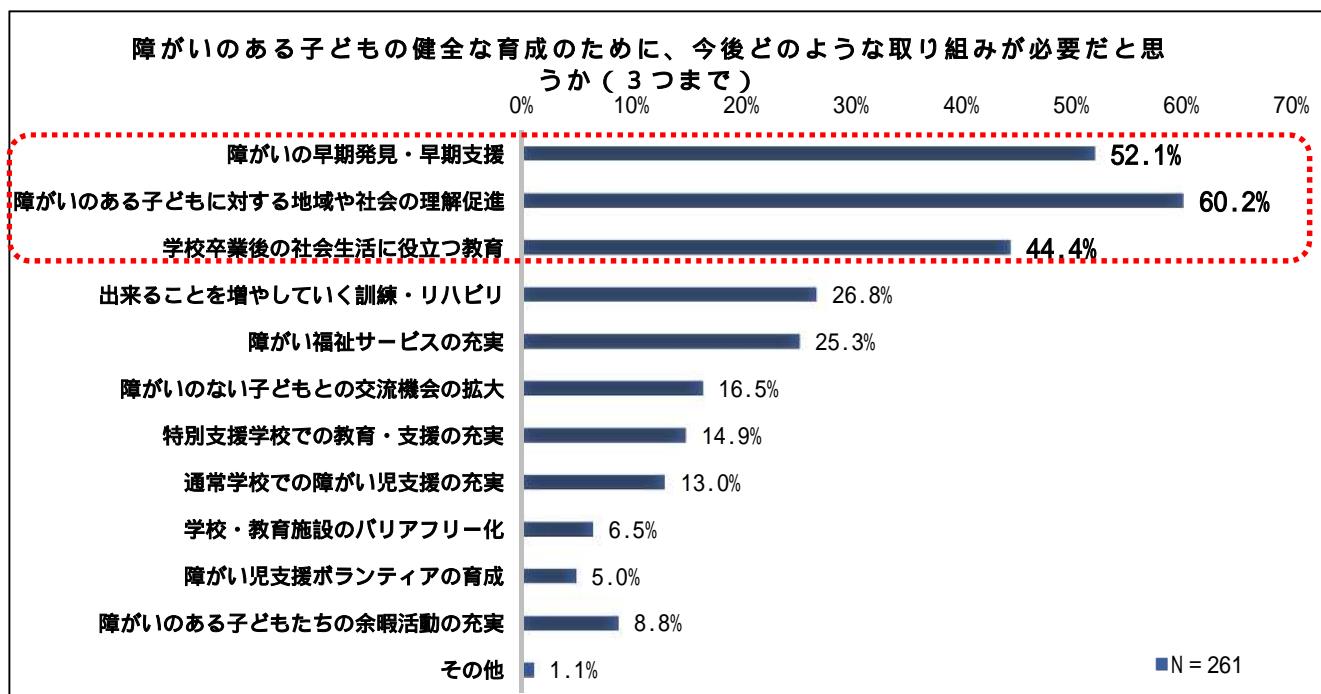
一方で、「子育てファイルふくいっ子」については、「発達障がい」や「特別支援教育」の言葉の認知と比較すると低いものの「内容を知っている」( 3.4% )、「聞いたことはある」( 13.4% ) を合わせると 16.8% の方が認知していた。

( 6 ) 重要と考える事業や必要な取り組み（調査）



( 調査 )

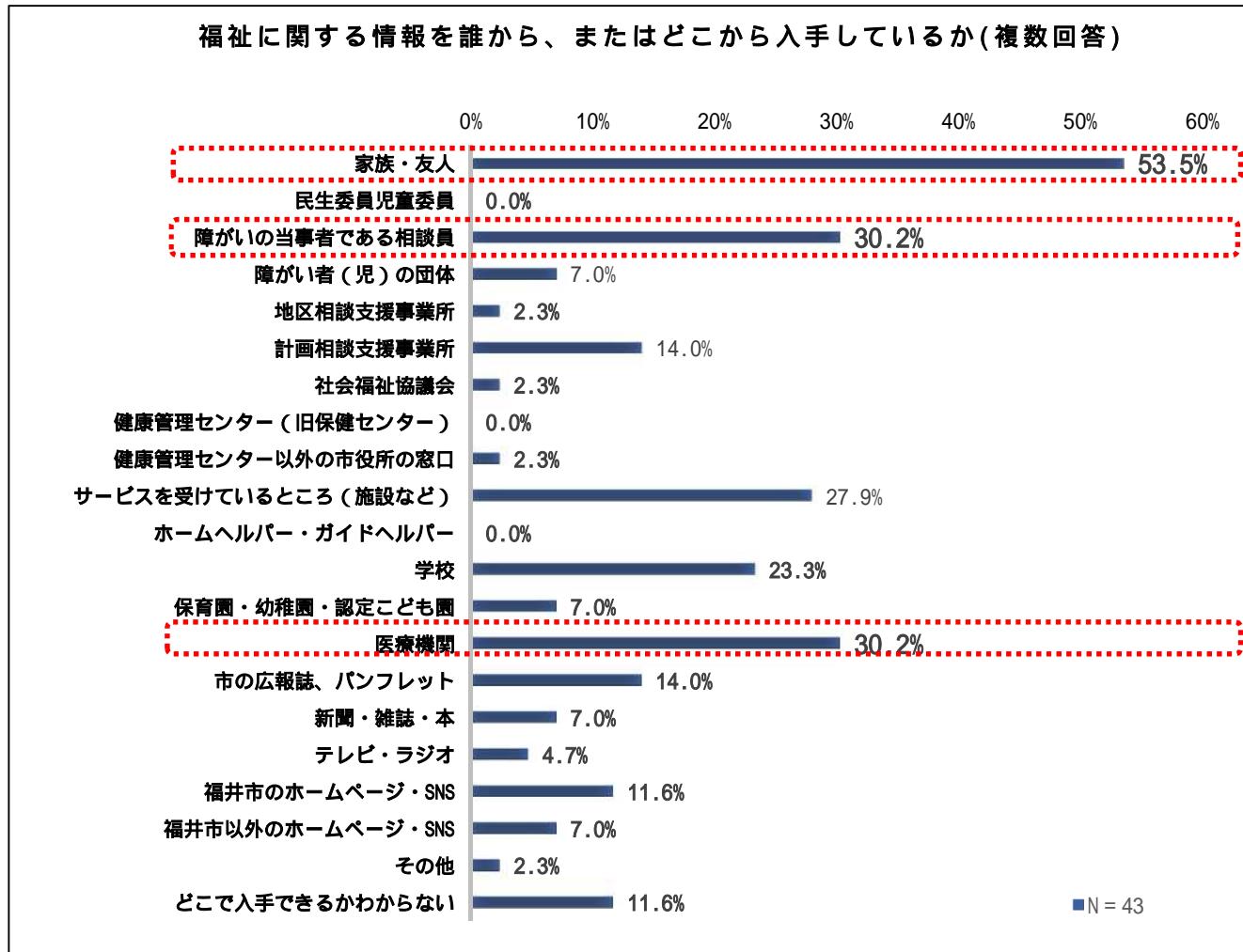
障がい児者関連事業で重要な事業については、「福祉手当の支給など経済的支援の充実」(41.5%)、障がい児者通所支援サービスの充実(34.1%)、就労支援の充実(29.3%)の順で多かった。



( 調査 )

障がいのある子どもの健全な育成のために、今後どのような取り組みが必要だと思うかについては、「障がいのある子どもに対する地域や社会の理解促進」( 60.2% )が多く、次いで「障がいの早期発見・早期支援」( 52.1% )「学校卒業後の社会生活に役立つ教育」( 44.4% )であった。

#### ( 7 ) 福祉に関する情報の取得先（調査）



福祉に関する情報の入手先については、「家族・友人」( 53.5% )と最も多く、次いで「障がいの当事者である相談員」( 30.2% )「医療機関」( 30.2% )であった。